

医科点数表の解釈

平成 28 年 4 月版

Web 追補 No.15 (平成 29 年 10 月号)

平成 29 年 10 月 6 日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成 29 年 9 月 22 日 厚生労働省告示第 300 号
 - 平成 29 年 9 月 29 日 保医発 0929 第 8 号 (平成 29 年 10 月 1 日適用)
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(http://www.shaho.co.jp/shaho/2016_sinryo/index.html)

| 頁 | 欄 | 行 | 変更前 | 変更後 |
|------|---|--------------|--|--|
| 475 | 右 | 上から 5 ~ 6 行目 | 胃癌又は大腸癌 | 胃癌, 大腸癌又は非小細胞肺癌 |
| 475 | 右 | 上から 6 行目 | 胃癌又は大腸癌 | 胃癌, 大腸癌又は非小細胞肺癌 |
| 475 | 右 | 上から 10 行目 | [次行に追加] | (平 29. 9. 29 保医発 0929 8) |
| 480 | | | [D007血液化学検査の「55」プロカルシトニン (PCT) 半定量の所定点数 (310点) を準用する項目として追加] | ◇ インフリキシマブ定性 ア インフリキシマブ定性は、D007 血液化学検査の「55」プロカルシトニン (PCT) 半定量の所定点数に準じて算定する。 イ 本検査は、関節リウマチの患者に対して、インフリキシマブ投与量の増量等の判断のために、イムノクロマト法により測定した場合に、患者 1 人につき 3 回を限度として算定できる。 ㊦ (平 29. 9. 29 保医発 0929 8) |
| 1321 | — | 上から 9 行目 | (最終改正;平成28年3月4日 厚生労働省告示第53号) | (最終改正;平成29年9月22日 厚生労働省告示第300号) |
| 1353 | — | 下から 19 行目 | 第12条の 4 | 第12条の 5 |

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部
@ika_kaishakuhttps://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。